



2023年11月28日

各 位

会 社 名 株式会社サンリオ
代表者名 代表取締役社長 辻 朋邦
(コード番号 8136 東証プライム市場)
問合せ先 専務取締役 岸村 治良
電 話 03 (3779) 8058

2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）（社債額面金額合計額300億円）の発行を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

【本新株予約権付社債発行の背景・目的】

当社グループは、2021年5月に新たに設定したビジョン「One World, Connecting Smiles.」のもと、3ヶ年の中期経営計画「未来への創造と挑戦」（2021年5月策定、実施期間：2022年3月期～2024年3月期）（以下「本中期経営計画」といいます。）に取り組んでおります。本中期経営計画は、2021年3月期の営業赤字を真摯に受け止め、痛切な反省の下、「第二の創業」という覚悟で、足場固めと反転の3年と位置づけ、「組織風土改革」「国内外構造改革の着手・完遂」「再成長の戦略や成長市場への種まき」を3本柱とする各種施策を着実に推し進めてまいりました。2024年3月期は本中期経営計画の最終年度となりますが、本中期経営計画において最終年度の目標指数としていた営業利益30億円については1年前倒しで達成しており、各施策やKPIにおいても「組織風土改革」については、経営アジェンダが網羅的/高頻度で経営層にて議論され、透明性の高い意思決定を行うための運用フローを堅持し、「国内外構造改革の着手・完遂」としては、これまで業務量増・ロット減・原価高止まりを招いてきた在庫管理の最小管理単位であるSKU数の削減として、2021年3月期の4,700から、2023年3月期において2,656への削減、また、11億円の赤字解消を掲げた米国事業においては、ライセンス事業・ECともに順調に伸長し、営業利益において、2023年3月期時点で18.5億円の改善を達成いたしました。「再成長の戦略や成長市場への種まき」においては、新規IP創造・育成の仕組みづくりとしては、“次の主力キャラクター”を選出する「Next Kawaii Project」から『はなまるおばけ』のデビューや、教育事業での成長機会取り組みとしては、英語“で”学ぶ「Sanrio English Master」の発売を開始する等概ね順調に進捗しております。また、来年以降は向こう10年を見据えた長期目標である「価値創造ストーリー」の第一歩として、次期の中期経営計画である再成長の3年（実施期間：2025年3月期～2027年3月期）が始動いたします。長期目標の実現に向けては、既存事業の成長のみならず、M&Aや事業成長投資を通じた新規事業の拡大も前提になると想定しております。今後は、強力なIPを起点としたライセンス事業の高度化を行いながら、物販・テーマパークによるリアル接点やデジタル接点の強化を進めるとともに、エデュテイメント事業のように当社の強みを別のフィールドに拡張していくことを推進してまいります。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売却は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

当社は、これらの長期目標や中期経営計画等を着実に遂行し持続的な企業価値向上の実現に向けて機動的に戦略投資を行うために、強固で柔軟性の高い財務体質を維持することを目的とし、市場環境、既存株主への影響、調達コスト等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の発行による資金調達を検討してまいりました。

このような状況の下、当社は、当社の第3位株主（2023年3月31日現在）である清川商事株式会社（以下「清川商事」といいます。2023年3月31日現在の当社普通株式の所有数6,591,408株、所有割合（注1）：8.17%）及び第4位株主（2023年3月31日現在）である光南商事株式会社（以下「光南商事」といいます。2023年3月31日現在の当社普通株式の所有数4,534,210株、所有割合：5.62%）より、その所有する当社普通株式の一部について売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、清川商事及び光南商事は、いずれも当社の代表取締役社長である辻朋邦が代表取締役を務める資産管理会社です。

（注1）「所有割合」とは、2023年3月31日現在の当社の発行済株式総数（89,065,301株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（8,422,649株）を控除した株式数（80,642,652株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

これを受け、当社は、清川商事及び光南商事から売却意向のあった当社普通株式について、一時的に一定数以上の数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響（株価の下落）や、これによる検討中の本新株予約権付社債の発行による資金調達への影響などに鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての検討を開始いたしました。具体的には、長期目標である「価値創造ストーリー」の達成に向けては、十分な手元流動性を背景とする投資余力の確保と中長期的な財務基盤の強化が必要な状況であると考えました。さらに、当社は2023年3月31日現在8,422,649株（2023年3月31日現在の発行済株式総数（89,065,301株）に対する割合にして9.46%（小数点以下第三位を四捨五入））の自己株式を所有しておりますが、株式会社日本取引所グループが2023年7月6日付けで公表した「2022年度株式分布状況調査の調査結果について」（調査対象：東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所及び札幌証券取引所に上場する3,927社）によると、上場企業が所有する自己株式所有比率の平均は概ね4%程度である一方で、当社の自己株式所有比率は9.46%と平均を上回るため、当該平均である4%程度へと近づけるべく、役員及び従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度への活用や自己株式の消却といった自己株式所有比率の低下に向けた取り組みについても併せて検討しておりました。そこで当社は、一時的に一定数以上の数量の株式が市場に放出されることなく、かつ、当社の財務状況への負担が小さく、自己株式所有比率の適正化も図ることができる方法として、以下の一連のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）を検討しました。

- ① 当社が、本新株予約権付社債の発行及び公開買付けの方法による自己株式の取得を同時に決議及び公表したうえで、同日ないし翌日に本新株予約権付社債に係る発行条件の決定及び公表を行う。
- ② 清川商事及び光南商事の所有する当社普通株式を取得することを目的に、①の3営業日後に、当社普通株式に対する公開買付けを開始する。当該公開買付けにおける買付け等の価格は、本新株予約権付社債の発行及びその条件決定の影響を反映した当社普通株式の市場価格を基準として当該市場価格から一定のディスカウントを行った価格とする。清川商事及び光南商事は当該公開買付けに応募する。
- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行による調達資金を、成長投資資金及び当該公開買付けの買付資金に充当する。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- ④ 当社は、自己株式所有比率の適正化のため、当該公開買付けの決済後に本新株予約権付社債に係る潜在株式数と同規模の自己株式を消却する。
- ⑤ 本新株予約権付社債を所有する投資家が本新株予約権付社債の転換権を行使した場合には、当該投資家に対して、当社が当該公開買付けにおける買付け及び④の自己株式の消却後に引き続き所有する当社普通株式を交付する。

本スキームにより、本新株予約権付社債の発行により当面の成長投資資金を金利負担なしで確保するとともに、その調達資金の一部を自己株式取得資金に充当することで、十分な手元流動性を背景とする投資余力を確保しつつ、一定数以上の数量の株式が市場に放出されることを回避できることに加え、自己株式の消却を本新株予約権付社債に係る潜在株式数と同規模で実施するとともに、将来的に転換権が行使された場合に当社が所有する当社普通株式を本新株予約権付社債の所有者に交付することで、自己株式所有比率の低減を図ることができると考えました。

以上の検討を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本新株予約権付社債を発行すること並びに会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うこと、本公開買付けの開始日を 3 営業日後の 2023 年 12 月 1 日とし、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を本新株予約権付社債の発行及びその条件決定の公表日である 2023 年 11 月 28 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値と、その 2 営業日後の日である 2023 年 11 月 30 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較して、より低い価格に対して 10% のディスカウントを行った価格（小数点以下四捨五入）とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けの詳細については、本日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金（以下「本調達資金」といいます。）約 300 億円の使途は、以下を予定しております。

- ① 2024 年 1 月末までに本公開買付けに係る資金として約 120 億円（上限）
- ② 2027 年 3 月末までに、グローバルにおけるライセンスビジネスのバリューチェーン補完などの国内外における当社顧客とのリアル接点の拡大を目的とした既存事業（いつもの笑顔を増やす事業）強化のための投資資金に加え、ゲーム事業や Web3 事業などの国内外における当社顧客とのデジタル接点の獲得や、エデュテイメント事業など当社のクリエイティビティを起点とした社会問題解決などを目的とした新規事業（新しい笑顔を創る事業）を加速させるための投資資金として、手取金総額から上記①の使途に充当した金額を控除した金額

上記①の調達資金の使途に関して、本公開買付け価格は現時点では未確定です。また、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数に達しない可能性があります。

上記②の調達資金の使途に関して、現時点において具体的な投融资対象及び金額について決定したものではありませんが、当社としてはこれらの事業領域で 2025 年 3 月期以降の 5 年間の合計で 400 億円以上の投資規模を想定しており、上記②に記載された範囲で当社の企業価値向上に資すると合理的に判断される使途に適切に充当する予定です。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売却は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンのため社債金利の支払負担がなく、かつ社債額面を上回る払込金額での発行であることから、資金調達コストの低減を図ることが可能となります。

転換価額については時価を上回る水準に設定することで、株価が転換価額を超えて上昇し、本新株予約権付社債が株式へ転換された場合においては、1株当たり価値の希薄化を抑制しながら資本増強がなされることとなります。また、転換価額をあらかじめ固定した水準に設定し、本新株予約権付社債の募集により、発行価格（募集価格）を投資家の需要状況その他の市場動向を勘案し決定することで、本新株予約権付社債の発行による払込金額を最大化させることを可能としております。

なお、株価が一定期間にわたり転換価額の一定割合を超えて上昇した際には、130%コールオプション条項により、当社は、本新株予約権付社債の所有者に対し、株式への転換を促進することが可能となっております。

記

1. 社債の名称 株式会社サンリオ 2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の払込金額 本社債の払込金額は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の100.0%を下回ってはならない。なお、下記5記載の本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）と本社債の払込金額の差額は、本社債の額面金額の2.5%とする。
3. 新株予約権と引換えに
払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
4. 社債の払込期日及び発行日 2023年12月14日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
5. 募集に関する事項
 - (1) 募集方法 Daiwa Capital Markets Europe Limitedを単独ブックランナー兼主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。
 - (2) 新株予約権付社債の
募集価格（発行価格） 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）は、本社債の額面金額の102.5%を下回ってはならない。
6. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的で
ある株式の種類、内容
及び数
 - (イ) 種類及び内容 当社普通株式（単元株式数100株）
 - (ロ) 数 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（4）記載の転換

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売却は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) 発行する新株予約権の総数 3,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記7.(4)に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
- (3) 新株予約権の割当日 2023年12月14日
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (ロ) 転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.2を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間 2023年12月28日から2028年11月30日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、(A) 下記7.(3)(ロ)①乃至⑦記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7.(3)(ロ)③において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(B) 下記7.(3)(ハ)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(C) 下記

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

7. (3) (ニ) 記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2028年11月30日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記7. (3) (ロ) ④に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して下記7. (3) (ロ) ④(B)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (ハ) 当社は、上記 (イ) の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

300 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 社債の償還の方法及び期限

(イ) 満期償還

2028 年 12 月 14 日 (償還期限) に本社債の額面金額の 100% で償還する。

(ロ) 繰上償還

① 130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、当社普通株式の終値が、20 連続取引日 (以下に定義する。) にわたり当該各取引日に適用のある上記 6. (4) (ロ) 記載の転換価額の 130% 以上であった場合、当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、2026 年 12 月 14 日以降、残存本社債の全部 (一部は不可) をその額面金額の 100% の価額で繰上償還することができる。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10% を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部 (一部は不可) をその額面金額の 100% の価額で繰

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

上償還することができる。

③ 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記 8. (イ) 記載の追加額の支払義務を負い、かつ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100% の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10% 以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 8.

(イ) 記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記 8. (イ) 記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

④ 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(A) 上記 6. (9) (イ) 記載の措置を講じることができない場合、又は (B) 承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における 14 営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 5. (2) 記載の本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）及び上記 2 記載の本社債の払込金額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100% とし、最高額は本社債の額面金額の 240% とする

（但し、償還日が 2028 年 12 月 1 日から 2028 年 12 月 13 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100% とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

人が、当社取締役会の授権に基づき、上記5.(2)記載の本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）及び上記2記載の本社債の払込金額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

⑤ 上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、

（ii）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（iv）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の240%とする。但し、償還日が2028年12月1日から2028年12月13日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記⑥に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本⑤記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かか

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売却は行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

る組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本⑤記載の償還義務及び上記④又は下記⑥記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記④又は下記⑥の手続が適用されるものとする。

⑥ スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の240%とする。但し、償還日が2028年12月1日から2028年12月13日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

⑦ 当社が上記①乃至⑥のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記⑤（i）乃至（iv）記載の事由が発生した場合には、以後上記①、②又は③に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

（ハ）本新株予約権付社債の買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(二) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記(6)記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

- (4) 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。
- (5) 無記名式新株予約権付社債券 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。
- への転換請求の制限
- (6) 新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人 MUFG Bank, Ltd., London Branch (財務代理人)
- (7) 新株予約権付社債に係る名簿管理人 U.S. Bank National Association
- (8) 社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

8. 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、(A) 外債(以下に定義する。)に関する支払、(B) 外債に関する保証に基づく支払又は(C) 外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、(a) かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を本新株予約権付社債にも同時に付す場合又は(b) 本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若し

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

くは保証を本新株予約権付社債にも同時に付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i) 外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であつて、かつ(ii) 日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

9. 取得格付 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。
10. 上場取引所 該当事項なし。
11. その他 当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

【ご参考】

1. 資金の用途

(1) 今回調達資金の用途

本調達資金約300億円の用途は、以下を予定しております。

- ① 2024年1月末までに本公開買付けに係る資金として約120億円(上限)
- ② 2027年3月末までに、グローバルにおけるライセンスビジネスのバリューチェーン補完などの国内外における当社顧客とのリアル接点の拡大を目的とした既存事業(いつもの笑顔を増やす事業)強化のための投資資金に加え、ゲーム事業やWeb3事業などの国内外における当社顧客とのデジタル接点の獲得や、エデュテイメント事業など当社のクリエイティビティを起点とした社会問題解決などを目的とした新規事業(新しい笑顔を創る事業)を加速させるための投資資金として、手取金総額から上記①の用途に充当した金額を控除した金額

上記①の調達資金の用途に関して、本公開買付け価格は現時点では未確定です。また、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数に達しない可能性があります。

上記②の調達資金の用途に関して、現時点において具体的な投融資対象及び金額について決定したものはございませんが、当社としてはこれらの事業領域で2025年3月期以降の5年間の合計で400億円以上の投資規模を想定しており、上記②に記載された範囲で当社の企業価値向上に資すると合理的に判断される用途に適切に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

当社は株主に対する利益還元を経営の重要事項と考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は「会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年 2 回を基本的な方針としております。

(3) 内部留保資金の使途

上記 2. (1) を参照ください。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

| | 2021 年 3 月期 | 2022 年 3 月期 | 2023 年 3 月期 |
|---------------------------------|-------------|---------------------|----------------------|
| 1 株当たり当期純利益 (連結) | △47.93 円 | 42.49 円 | 101.22 円 |
| 1 株当たり年間配当金 (うち 1 株当たり中間配当金) | －円 (－円) | 16.00 円 (8.00 円) | 35.00 円 (15.00 円) |
| 配当性向 (連結) | －% | 37.7% | 34.6% |
| 自己資本当期純利益率 | △9.5% | 8.5% | 16.4% |
| 純資産配当率 (連結) | －% | 3.2% | 5.7% |

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益 (連結) は、期中平均株式数に基づいて計算していません。
2. 配当性向 (連結) は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本 (期首と期末の平均) で除した数値です。
4. 純資産配当率 (連結) は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産 (期首と期末の平均) で除した数値です。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

| | 2021 年 3 月期 | 2022 年 3 月期 | 2023 年 3 月期 | 2024 年 3 月期 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 始 値 | 1,420 円 | 1,750 円 | 2,475 円 | 5,980 円 |
| 高 値 | 2,032 円 | 2,885 円 | 6,000 円 | 8,290 円 |
| 安 値 | 1,329 円 | 1,610 円 | 2,440 円 | 5,520 円 |
| 終 値 | 1,754 円 | 2,508 円 | 5,930 円 | 6,392 円 |

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

| | | | | |
|---------------|--------|-------|-------|---|
| 株価収益率 (連結) | △36.6倍 | 59.0倍 | 58.6倍 | — |
|---------------|--------|-------|-------|---|

- (注) 1. 2024年3月期の株価については、2023年11月27日現在で表示しております。
2. 株価は、株式会社東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
3. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。また、2024年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

当社株主である清川商事及び光南商事は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間(以下「ロックアップ期間」といいます。)中、幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、単元未満株式の買取請求、本公開買付けに応じた当社普通株式の売却、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社は、ロックアップ期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社の役職員に対する譲渡制限付株式の発行又は交付(但し、ロックアップ期間中に発行される譲渡制限付株式の総数に係る希薄化率(2023年3月31日現在の自己株式を除く発行済株式ベース)が1%を超えないものに限る。)、単元未満株式売渡請求に応じて行う自己株式の交付、株式分割、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。